

国保・後期高齢者医療制度加入者の皆さまへ 人間ドック補助金

町では、国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者を対象に人間ドック健診の補助金制度を実施しています。希望する人は、次の方法で申請してください。

※特定健康診査を受診した（する）人は助成を受けられません。

▼申請方法 受診後、人間ドック健診料の領収書および健診結果通知表、印鑑、口座番号のわかるものを持参し申請してください。

▼補助金 1人2万円
（支払った額がそれ以下の場合には支払った金額まで）

▼対象者
国保加入者 一年以上吉岡町の国民健康保険の被保険者で、受診日現在30歳以上75歳未満で国保税を完納している人。

後期高齢加入者 受診日現在吉岡町に住所がある人で、75歳以上（65歳以上で一定の障がいがあると認定された人）で、後期高齢者保険料を完納している人。

▼医療機関 ご自身で医療機関を選定し受診してください。

▼問合せ先
健康福祉課保険室
☎54・3111（内線157）

紹介します 防犯委員会の活動

毎月16日は県民防犯の日です。町防犯委員会は、6月16日に渋川警察署職員を招いて青色防犯パトロール実施講習会を行いました。

青色防犯パトロールは、青色回転灯を自動車に装備して行う自主防犯パトロールです。

パトロールを適正に実施する目的で、防犯委員会・自治会・PTAなどの93名が参加し熱心に講習を受けました。

講習の内容は、基本的な心構え、パトロールの実施要領および注意点、事件・事故目撃時などの対応要領です。

▼問合せ先
町民生活課生活環境室
☎54・3111（内線144）

農地所有者の皆さんへお願い 農地の利用・管理を適切に

改正農地法には、農地の適正活用と効率的な利用は「農地所有者や耕作する者の責任」として規定されています。

耕作を放棄すると雑草が繁茂したり、老廃化が進んだりして病害虫の発生や種子の飛散など周辺の農地や住民に大変な迷惑をかける事になります。

所有者や耕作する権利者は、自己の責任で農地の適正な管理・活用をし、周辺農地や住民に迷惑をかけないようにしてください。

また、農地を転用する時は農地転用許可が必要です。

一度、農地を農地以外に転用すると元に戻すことは原則できません。そのため、無計画な転用にならぬよう、農地転用を適切に行う必要があります。

町農業委員会では、農地の無断転用や荒廃、乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割が重要であるという観点から農地パトロールを実施しています。

農業委員が車で町内を巡回し、遊休農地の確認、調査、無

断転用の早期発見、転用許可後の転用目的使用状況などの地調査・確認を実施し、違反者に対しては原状回復命令などの是正指導を行います。

農地転用とは

農地を農地以外（住宅・店舗・資材置き場・駐車場など）に転換する行為

違反転用について

許可を受けずに農地を転用したり、許可目的どおりに利用しないなどの場合、工事の中止や工作物の撤去を命ずるなどの措置とすることがあります。

また、違反した場合には3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円）の罰金という厳しい罰則の適用もあります。

▼問合せ先 農業委員会事務局
☎54・3111（内線168）



今月の納税

固定資産税……………2期
国民健康保険税……………1期
介護保険料……………1期
後期高齢保険料……………1期

納期限 7月31日(火)

便利で確実な口座振替も
利用できます

再出発を見まもり支える社会

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

「社会を明るくする運動」の強調月間が7月1日から1ヵ月間全国一斉に展開されます。今年で62回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行をした少年もいずれば社会に戻り、地域の一員として生活していくこととなります。更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。急速な社会の変化の中で、住民同士のふれあいや親子の対話が減り、地域社会や家庭が従来持っていた犯罪抑止力や教育力などの「地域力」の低下が指摘されています。

家庭、学校、職場、地域社会が一体となって問題に取り組み、地域の連帯や家族の絆を取り戻し、夢や希望を持って互い

に支え合い、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりに努める必要があります。

行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

重点事項

- ① 「立ち直りを支える取組み」についての理解促進
- ② 「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取組の推進」

みなさんで力を合わせ、罪を犯した人や少年の立ち直りを助けましょう。

問合せ先

健康福祉課福祉室
☎ 54・3111 (内線151)

青少年健全育成を進めるために

青少年の健全育成と非行防止を図るため、群馬県では春・夏・冬に健全育成運動を実施しています。町でも配布されたポスターを掲示したり、チラシを作製しています。

多くの人の目にふれるよう、関係機関と連携し、マンネリ化しないように工夫しながら活動を継続していくことが必要です。

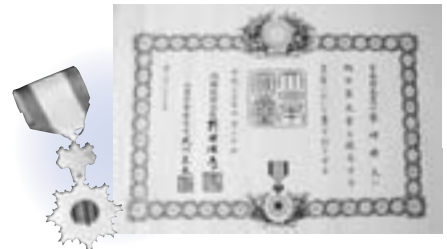


春の運動の目標

- 子どもたちとのかかわりを持ち、子どもたちの健やかな成長を見守ろう。
- インターネットを利用できる携帯電話・ゲーム機などにフィルタリング設定を呼びかけよう。
- 万引きをしない、万引きを許さない、万引き防止県民運動に取り組もう。

故 柴崎 精久さん

きょくじつ たん こう
旭日単光章を受章



平成24年4月20日に死去された故柴崎精久さん(漆原)に、政府から旭日単光章が授与されました。

柴崎さんは、吉岡町議会議員として、平成7年から3期12年にわたり在職し、この間議長の要職も務め、町の発展に尽力されました。これらの地方自治に対する功績が認められ受章されたものです。

ご冥福をお祈りします。